

第3章 手形取引

学習の要点

1. 手形取引によって発生する債権・債務の処理は次のとおりです。

受取手形

- 約束手形の受取り
- 為替手形の受取り

- 手形代金の入金
- 手形の裏書譲渡
- 手形の割引き

支払手形

- 手形代金の支払

- 約束手形の振出
- 為替手形の引受

2. 手形の支払人が、支払期日に支払が不可能の場合に、あらかじめ受取人に支払延期を申入れ手形を書き換えることを手形の更改（または手形の書き換え）という。

延期した期間に対する利息 ⇒ 現金などで受払する。

⇒ 新手形の金額に加える。

3. 手形の所持人が支払人から、支払期日に手形代金の支払を拒絶されることを手形の不渡りといいます。手形が不渡りとなったときは、償還の請求をすることができるので、その金額を不渡手形勘定の借方に記入します。

請求できる金額 ⇒ 手形金額・請求に要した費用・満期日以後の利息など

4. 裏書譲渡した手形が不渡りとなった場合は、手形の譲受人からの償還請求に応じる義務（これを偶発債務といいます。）が生じるとともに、裏書人または振出人に償還請求を行う権利が生じます。

偶発債務の記帳には、つぎの方法があります。

(1) 評価勘定を用いる方法

〔譲渡譲渡したとき〕

（買掛金） × × ×

裏書手形 × × ×

〔決済されたとき〕

裏書手形 × × ×

受取手形 × × ×

(2) 対照勘定を用いる方法

〔裏書譲渡したとき〕

（買掛金） × × ×

受取手形 × × ×

手形裏書義務見返 × × ×

受取裏書義務 × × ×

〔決済されたとき〕

手形裏書義務 × × ×

手形裏書義務見返 × × ×

5. 割引いた手形が不渡りとなった場合は、割引きを依頼した銀行からの償還請求に応じる義務が生じるとともに、裏書人または振出人に償還請求を行う権利が生じます。

偶発義務の記帳には、つぎの方法があります。

(1) 評価勘定を用いる方法

〔手形を割引きしたとき〕

当座預金 × × ×

割引手形 × × ×

割引料 × × ×

〔決済されたとき〕

割引手形 × × ×

受取手形 × × ×

(2) 対照勘定を用いる方法

〔手形を割引きしたとき〕

当座預金 × × ×

受取手形 × × ×

割引料 × × ×

割引手形見返 × × ×

割引手形 × × ×

〔決済されたとき〕

割引手形 × × ×

割引手形見返 × × ×

6. 遠隔地の取引先に、商品を発送したとき貨物代表証券を担保として、取引先（荷受人）あての為替手形（これを荷付為替手形または荷為替という）振り出し銀行に割引きを依頼することがあります。これを荷為替の取り組みといいます。
7. 荷為替の取り組みにあたって、荷送人は手形勘定は生じないが、荷受人は銀行から荷付為替手形を呈示されて引受をしたときは、支払手形勘定の貸方に記帳します。
8. 荷付為替手形の額面金額は、商品価額の70～80%が普通です。

●メモ●

演習コーナー

問題 8

[手形の更改]

1. 次の取引を仕訳しましょう。

- (1) 新潟商店はさきを買掛代金として振り出した金沢商店あて約束手形¥300,000が本日満期となったが、支払延期を申し入れ、同店の承諾を得て新手形に書き換えた。なお、延期に伴う利息¥2,500は新手形の額面に加えた。よって新潟商店および金沢商店の仕訳を行いなさい。
- (2) 北見商店は旭川商店から借入金¥500,000円の返済に際し、支払いの延期を依頼し、新手形を振り出して旧手形と交換した。なお延期分の利息¥3,500は小切手を振り出して支払った。よって、北見商店および旭川商店の仕訳を行いなさい。

(1)	新潟商店		
	金沢商店		
(2)	北見商店		
	旭川商店		

[不渡手形]

2. 次の取引を仕訳しましょう。

- (1) さきに長崎商店から譲り受けた佐賀商店振出、熊本商店引受済の為替手形¥400,000が不渡りとなったので長崎商店に償還の請求をした。なお拒絶証書作成費用¥3,500は、現金で支払った。
- (2) 上記(1)の請求額および期日以後の利息¥400が、長崎商店より当座預金口座に振り込まれた。
- (3) 銀行に取立てを依頼していた、鹿児島商店振出、当店あての約束手形¥800,000が不渡りとなり鹿児島商店に償還の請求をした。

(1)		
(2)		
(3)		

演習コーナー

問題 9 ● [手形の裏書]

1. 次の取引を評価勘定による方法と対照勘定による方法により仕訳しましょう。

- (1) 九州商店より、商品¥1,200,000を仕入れ代金として所之の中国商店振出の約束手形¥700,000と四国商店振出の約束手形¥500,000を裏書譲渡した。
- (2) 上記(1)の中国商店振出の約束手形が決済された旨連絡を受けた。
- (3) 上記(1)の四国商店振出の約束手形が不渡りとなったため九州商店に対し小切手を振り出して支払った。

評価勘定による方法

(1)		
(2)		
(3)		

対照勘定による方法

(1)		
(2)		
(3)		

メモ

● 演習コーナー ●

問題10 ● [手形の割引]

1. 次の取引を仕訳しましょう。

- (1) さきに別府商店から受け取った約束手形¥250,000を銀行で割引料¥2,000を差し引かれ手取金を当座預金とした。
- (2) 上記(1)の約束手形が決済された旨連絡を受けた。

評価勘定による方法

(1)		
(2)		

対照勘定による方法

(1)		
(2)		

● メモ ●

演習コーナー

問題10

2. 次の取引の仕訳をしましょう。

- (1) 得意先信濃商店から受け取った当店あての約束手形¥900,000を取引銀行で割り引き、割引料¥15,000を差し引かれ、手取金を同行の当座預金とした（対照勘定を用いること）。
- (2)① 得意先静岡商店から受け取った当店あての約束手形¥1,000,000を取引銀行で割り引き、割引料¥25,000を差し引かれ、手取金を同行の当座預金とした（評価勘定を用いること。）
 ② 上記①の約束手形が不渡りとなったむね、取引銀行から通知を受け、¥1,000,000の小切手を振り出して支払った。同時に静岡商店に対して同額の償還請求を行った。
- (3) 長崎商店から商品¥350,000を仕入れ、代金は鹿児島商会から受け取った他店引き受け済みの為替手形¥30,000を裏書譲渡し、残りは掛けとした（対照勘定を用いること）。
- (4) 山口商店は、かねて受け取っていた尾道商店振り出し、広島商店引き受けの為替手形¥750,000を岡山商店に対して裏書譲渡していたが、この手形が不渡りになったため岡山商店から遡求を受け、手形代金のほか、満期日以降の法定利息¥8,000とも小切手を振り出して支払い、同時に広島商店に対して償還請求をした。なお、山口商店は、この手形を裏書譲渡したときに評価勘定を用いて処理している。よって山口商店の仕訳を示しなさい。

(1)		
(2)	①	
	②	
(3)		
(4)		

メモ

● 演習コーナー ●

問題11 ● [荷為替手形]

1. 次の取引を仕訳しましょう。

- (1) 東京商店は、沖縄商店に対して、かねて注文のあった商品¥500,000を船便で発表した。東京商店は、この商品について80%の荷為替を取り組んだ。なお割引料¥1,500を差引かれた残額を当座預金とした。
- (2) 沖縄商店は、上記の為替手形について引き受けのための呈示を受けたので、引き受けをするとともに貨物代表証券を受けとった。ただし、商品はまだ到着していない。
- (3) 本日(2)の商品が到着したので、貨物代表証券と引換えに商品を受けとった。なお、引取費用¥8,000を現金で支払った。

(1)		
(2)		
(3)		

● メモ ●

問題 8 の正解

〔手形の更改〕

(1)	新潟商店	支 払 手 形	300,000	支 払 手 形	302,500
		支 払 利 息	2,500		
	金沢商店	受 取 手 形	302,500	受 取 手 形	300,000
				受 取 利 息	2,500
(2)	北見商店	手 形 借 入 金	500,000	手 形 借 入 金	500,000
		支 払 利 息	3,500	当 座 預 金	3,500
	旭川商店	手 形 貸 付 金	500,000	手 形 貸 付 金	500,000
		現 金	3,500	受 取 利 息	3,500

〔不渡手形〕

1	不 渡 手 形	403,500	受 取 手 形	400,000
			現 金	3,500
2	当 座 預 金	403,900	不 渡 手 形	403,500
			受 取 利 息	400
3	不 渡 手 形	800,000	受 取 手 形	800,000

問題 9 の正解

評価勘定による方法

1	仕 入	1,200,000	裏 書 手 形	1,200,000
2	裏 書 手 形	700,000	受 取 手 形	700,000
3	不 渡 手 形	500,000	当 座 預 金	500,000
	裏 書 手 形	500,000	受 取 手 形	500,000

対照勘定による方法

1	仕 入	1,200,000	受 取 手 形	1,200,000
	手形裏書義務見返	1,200,000	手形裏書義務	1,200,000
2	手形裏書義務	700,000	手形裏書義務見返	700,000
3	不 渡 手 形	500,000	当 座 預 金	500,000
	手形裏書義務	500,000	手形裏書義務見返	500,000

問題10の1の正解

評価勘定による方法

(1)	当座預金	248,000	割引手形	250,000
	割引料	2,000		
(2)	割引手形	250,000	受取手形	250,000

対照勘定による方法

(1)	当座預金	248,000	受取手形	250,000
	割引料	2,000		
	割引手形見返	250,000	割引手形	250,000
(2)	割引手形	250,000	割引手形見返	250,000

問題10の2の正解

(1)	割引料	15,000	受取手形	900,000	
	当座預金	885,000			
	割引手形見返	900,000	割引手形	900,000	
(2)	①	割引料	25,000	割引手形	1,000,000
		当座預金	975,000		
	②	不渡手形	1,000,000	当座預金	1,000,000
		割引手形	1,000,000	受取手形	1,000,000
(3)	仕入	350,000	受取手形	30,000	
	手形裏書業務見返	30,000	買掛金	320,000	
			手形裏書義務	30,000	
(4)	不渡手形	758,000	当座預金	758,000	
	裏書手形	750,000	受取手形	750,000	